【重大な過失または過失となりうる場合】

1. 預金者の重大な過失となりうる場合

預金者の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおり。

(1) 預金者が他人に通帳を渡した場合

(2) 預金者が他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合

(3) その他預金者に（１）および（２）の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

上記（１）および（２）については、病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合)などに対してこれらを渡した場合など、労働金庫がやむを得ない事情と認めた場合はこの限りではない。

2. 預金者の過失となりうる場合

預金者の過失となりうる場合の事例は、以下のとおり。

(1) 通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合

(2) 届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳とともに保管していた場合

(3) 印章を通帳とともに保管していた場合

(4) その他本人に（１）から（３）の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以上